

政策ごとの予算との対応について(個別表)【東日本大震災復興特別会計】

(所管) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
(会計) 東日本大震災復興特別会計

(単位:千円)

政策体系	組織	項	事項	6年度予算額	7年度予算額	比較増△減額
1 国の資産・負債の適正な管理				25,423,604	26,964,162	1,540,558
(1) 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	財務本省	復興債費	復興債償還財源の国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	0	21,144	21,144
			復興債に係る利子等の支払財源の国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	25,342,174	26,864,827	1,522,653
			復興債に係る償還及び発行に関する諸費財源の国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	68,695	65,471	△ 3,224
			復興債に係る事務取扱いに必要な経費	12,735	12,720	△ 15
計				25,423,604	26,964,162	1,540,558

(注1) 政策評価の対象となる予算及び政策評価の対象となっていないがある政策に属すると整理できる予算を掲記している。
(注2) 東日本大震災復興特別会計については、財務省所管分のみ掲記している。
(注3) 6年度予算額は、当初予算額である。